

5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

【景観法 第8条 第2項 第3号】

届出対象とする範囲

○本地区全域を対象とし、良好な景観の形成や再生、市民生活の向上など新たな活力を創出するため、地区の景観特性に沿った「沿道景観形成地区」、「まちなみ景観形成地区」の2つの地区に分け、景観に与える影響を鑑み、以下に掲げる行為について届出対象とする。

鉄輪温泉地区における行為の届出対象範囲	
建築物の建築等	○行為を行う部分の面積が10m ² を超えるもの (ただし、建築物の新築にあってはすべての行為)
工作物の建設等	○工作物の建設等（色彩の変更を除く。）であって、次に定めるもの ○塔状等工作物にあっては、次に定めるもの ・煙突、排気塔その他これらに類するものにあっては、高さ6mを超えるもの ・パラボラアンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（屋外広告物を除く。）、電波塔、風車その他これらに類するもの及びメリーゴーランド、観覧車、飛行塔、昇降機その他これらに類する遊戯施設にあっては、高さ15mを超えるもの ・高架水槽、冷却塔、物見塔その他これらに類するものにあっては、高さ8mを超えるもの。 ・標識、アーチ、アーケード、街路灯、照明塔、モニュメント、影像、記念碑その他これらに類するもの及び装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物を除く。）にあっては、高さ4mを超えるもの ○製造施設等工作物にあっては、高さ15mを超えるもの、又は築造面積500m ² 以上 ○門、塀、垣、さく、擁壁その他これらに類するものにあっては、高さ2mを超えるもの ○橋梁、歩道橋、高架道路類にあっては、長さ20mを超えるもの ○上記に掲げる工作物の色彩の変更であって、変更を行う部分の面積が10m ² を超えるもの
開発行為	○開発区域の土地の面積が1000m ² 以上
土石類の採取	○採取面積500m ² 以上、又は3mを超えるのりを生じるもの
土地の形質の変更	○区域面積500m ² 以上、又は3mを超えるのりを生じるもの
木竹の伐採	○すべての行為（ただし、通常の管理行為は除く。）
屋外における物件の堆積	○堆積を行う土地の面積の合計が堆積規模500m ² 以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの
特定照明	○届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更

通常の管理行為等の規模要件

本地区において、景観法第16条第7項第1号に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為については、景観法施行令第8条に規定するもののはか、以下に掲げる規模要件とする。これらの規模要件に該当する行為については、届出等の行為の制限は適用しない。

通常の管理行為等の規模要件
湯けむり噴気孔関連施設の建設等
農業又は林業を営むために行う土地の開墾その他の土地の形質の変更
特定照明であって、祭典等催しにおいて一時的に使用する場合、試験又は研究のために使用する場合及び法令の規定により使用する場合